弘前市道路照明施設包括管理業務プロポーザル募集要項

１．事業の趣旨

当市が管理する道路照明灯は、その多くが水銀灯などの従来型ランプを使用しており、電力使用量や維持管理費用の削減が課題となっています。

また、平成 30 年度の調査により、支柱や分電盤などランプ以外の部位の老朽化を確認しており、道路照明施設全体の老朽化対策も必要となっています。

市では、これらの改修及び維持管理業務を、対象施設のライフサイクルコストの低減や管理水準の向上、各種作業の効率化等を目指すため、民間ノウハウを最大限に活用する手法として、設計・施工・維持管理を一体的に性能発注方式で行う包括管理業務として行うこととしました。

本プロポーザルは、この包括管理業務を長期的かつ公共的な視点をもって行う事業パートナーを特定するものであり、特定された優先交渉権者と業務内容等の詳細協議を行い、合意に至った場合に令和 7 年 3 月 31 日までの事業実施に関する協定を締結します。

各年度の改修対象や契約金額等については、受託者の見積もり等をもとに当該年度の予算の範囲において決定します。

２．業務の概要

(1)業務名　　弘前市道路照明施設包括管理業務

(2)対象施設

市が管理する街路灯　　2,520 灯（平成 30 年度調査時点）

業務期間中の新設等による増加も含む

※内訳は、別添施設資料のとおり

平成 30 年度調査以降の新設、廃止、容量変更等の詳細については、業務開始前に整理します。

(3)業務内容

①業務統括管理

②年次改修・維持管理計画の作成

③老朽化対策及び LED 化のための改修工事

④改修後のモニタリング

⑤不具合対応等の維持管理業務

⑥その他事業者の提案による業務

※業務の詳細については、別添「弘前市道路照明施設包括管理業務要求水準書」による。

(4)業務期間　　令和 2 年度の契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
別添「道路照明灯個別施設計画」における前期 5 年間

(5)事業費　　令和 2 年度：60,000 千円
※令和 3 年度から令和 6 年度については、債務負担行為を設定していますが、具体的な金額については年度ごとの予算審議を経て決定します。

３．事業スケジュール

日にち	内　　容
令和２年 ４月13日(月)	募集要項の閲覧・配布・ホームページ公開開始 質問書受付開始
４月28日(火)	質問書提出期限　　※17時まで
５月１日(金)　［予定］	質問書への回答
５月20日(水)	参加申込期限　　※17時まで
５月25日(月)　［予定］	参加資格確認通知・企画提案書提出要請
６月17日(水)	企画提案書提出期限　　※17時まで
６月19日(金)　［予定］	プレゼンテーションの案内通知 ※応募者が５者を超える場合は、書類審査結果通知
７月１日(水)頃	企画提案書のプレゼンテーション
７月３日(金)　［予定］	審査結果の通知
７月中旬　［予定］	事業実施協定締結
８月～９月　［予定］	契約書の締結、業務開始

４．参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければなりません。

複数事業者による企業体等（以下「コンソーシアム等」という。）の場合は、構成員すべてが満たしていること。

(1)弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止要件に該当しないこと（公示日現在から優先交渉権者特定の日まで）

(2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

(3)会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

※コンソーシアム等について

①本プロポーザルにおいてコンソーシアム等とは、特別目的会社（SPC)、共同企業体（JV)、複数事業者によるグループ提案などを言います。

※業務の一部を下請や再委託等の外注により行う場合の外注先は、構成員ではなく協力企業として取り扱います。

②コンソーシアム等で応募する場合は、代表者を１者選定し、参加申込時に構成員すべてを明らかにし、その役割を明確にしてください。

③コンソーシアム等の構成員となった者は、別に単独で応募することや、他のコンソーシアム等の構成員になることはできません。

ただし、他の目的で結成された協議会や組合など自社が加入する団体等と重複して応募する恐れがある場合は､他の団体等の提案者に属しない旨の宣誓書(任意様式）を参加申込時に提出することで応募が可能となります。

５．質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和２年４月13日（月）から令和２年４月28日(火)の午後５時まで。

※持参の場合は土曜日、日曜日を除く午前８時30分から午後５時まで。
郵送の場合は必着。

(2)提出方法

様式１質問書を、最終ページの提出先へ持参、郵送、ファクス又は電子メールにより送付してください。

質問書の受付の確認は、必要に応じ質問者において行ってください。

(3)回答方法

質問書への回答は、市のホームページに掲載します。ただし、質問及び回答内容が質問者の利益等を害するおそれがあるものについては、質問者へ直接ファクスまたは電子メールで回答します。

６．参加申込

応募者は、下記により必要書類を提出してください。

(1)受付期間

令和２年４月13日（月）から令和２年５月20日(水）の午後５時まで。

※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前８時30分から午後５時まで。
郵送の場合は必着。

(2)提出書類

①様式２参加意思表明書

②様式2-1会社概要

コンソーシアム等の場合は、様式2-2コンソーシアム等構成表と構成員すべて

の様式 2-1 会社概要を提出してください。

③登記事項証明書

（履歴事項全部証明書・受付日前３か月以内に発行されたもの）

④財務諸表（最新決算年度の貸借対照表と損益計算書）

⑤納税証明書（直近年度分の未納がないことが確認できるもの。）

［本社分］国税（法人税と消費税及び地方消費税、「その３の３」とする）、本社所在地の地方税（法人住民税と固定資産税）

［弘前市内に営業所がある場合］

弘前市の地方税（課税がある場合）

※③～⑤は写しでも可。弘前市競争入札参加資格名簿に登録されている場合は、省略できます。

※コンソーシアム等の場合は、その形態により提出の対象が異なることや追加の書類を求めることもありますので、事前に確認してください。

(3)提出方法

最終ページの提出先へ持参または郵送してください。

参加申込書の受付の確認は、必要に応じ応募者において行ってください。

(4)参加資格確認の通知

参加資格確認の結果は、応募者にファクス等により通知します。

７．企画提案書の作成・提出

(1)受付期間

企画提案書提出要請後～令和 2 年 6 月 17 日(水)の午後 5 時まで

※持参の場合は土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。郵送の場合は必着。

(2)提出書類及び部数

①様式 3 企画提案提出書　原本 1 部

②企画提案書（任意様式）　原本 1 部、副本 10 部

※企画提案書の記載内容は、企画提案書作成要領において提示します。

(3)提出方法

最終ページの提出先へ持参または郵送してください。

企画提案書の受付の確認は、必要に応じ応募者において行ってください。

８．提案にあたっての留意事項

(1)次の事項に該当する場合は、失格とします。

①参加資格要件を満たしていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③募集要項等で示す提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2)企画提案書において、複数のプランを提案することはできません。

９．審査及び優先交渉権者の特定

(1)審査方法

審査は、弘前市道路照明施設包括管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別添「弘前市道路照明施設包括管理業務プロポーザル審査基準」に基づき審査します

(2)書類審査

応募者が 5 者を超える場合、提出された企画提案書について書類審査を行い、概ね 5 者を選定します。

(3)プレゼンテーション

①日程及び実施場所

対象者に別途通知します。

応募者が 1 者のみの場合でも実施します。

②実施方法

・ヒアリングは、参加意思表明書の受付順に応募者名を伏せて行います。

・提案内容の説明を 30 分以内、質疑を 15 分以内とします。ただし、質疑が時間内に終了しなければ、時間を延長することもあります。

・説明は、提出書類のみにて行うものとし、資料の追加や OA 機器を使用することはできません。

(4)審査結果の通知及び公表

①審査結果は、審査を実施した応募者全員に対し、合否及び応募者の評価点を文書で通知するとともに、市のホームページで優先交渉権者名とその評価点、次点となった応募者名を公表します。

②優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に説明を求めることができます。

10．契約に向けた協議

(1)優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき、事業実施協定や契約に向けた諸条件について当市と詳細協議を進めるものとします。この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、協議の結果に基づき見積書の提出等を求めますが、この場合の費用は優先交渉権者の負担とします。

(2)優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点となった応募者と協議を行います。

11．その他

(1)提出期限後の書類の差し替え、再提出はできません。

(2)提出書類は返却しません。また、市は事業者特定以外の目的では提出書類を使用しません。

(3) 企画提案書の著作権等については、次のとおり取り扱います。

・企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した応募者に帰属しますが、契約を締結し、応募者が受託者となった場合は、その著作権は市に帰属するものとします。

・本プロポーザルの手続きや事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等をすることができるものとします。

・提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）の規定による請求があった場合は、その企画提案書等を作成した応募者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、優先交渉権者の特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とします。

(4)提出書類に虚偽の記載をした場合は、本プロポーザルの失格とともに指名停止措置を行うことがあります。

(5)提出書類の作成、提出等の応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

(6)プロポーザルを公正に執行することができないなどの重大な事態となった場合には、募集内容の変更またはプロポーザルの延期もしくは中止する場合があります。その際に応募者が損害を受けた場合においても、市は賠償責任を負いません。

(7)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国威外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている、意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

(8)参加意思表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出てください。

12. 各書類の提出先

〒036-8279　弘前市大字茜町二丁目 5-1

弘前市建設部道路維持課　担当　伊藤

電話　0172(32)8555　　ファクス　0172(32)3752

電子メール　douro_iji@city.hirosaki.lg.jp